

3 富士宮市立図書館条例施行規則

昭和 57 年 3 月 24 日
富士宮市教委規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、富士宮市立図書館条例(昭和 57 年富士宮市条例第 19 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(遵守事項)

第 2 条 富士宮市立図書館(以下「図書館」という。)の図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)を館内で閲覧する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 図書館資料及び備品を損傷しないこと。
- (2) レファレンス室及び学習室では、音読、談話等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 館内では、飲食しないこと。ただし、図書館長(以下「館長」という。)が必要と認めるときは、この限りでない。
- (4) 所定の場所以外で喫煙しないこと。
- (5) 前 4 号に定めるもののほか、職員の指示する管理上必要な事項

(館外貸出し)

第 3 条 図書館資料は、館外貸出しを行うことができる。

2 館外貸出しの期間は、15 日以内とし、貸出冊数は、図書にあつては 10 冊以内、視聴覚資料にあつては 4 点以内とする。ただし、館長が必要と認めるときは、この限りでない。

3 来館することが困難であると認められる身体障害者に対しては、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便による館外貸出しを行うことができる。

(図書館利用カードの交付申請)

第 4 条 館外貸出しを受けようとする者は、あらかじめ図書館利用カード交付申請書(第 1 号様式)を館長に提出するとともに、その身元を確実に証明する証書等を提示しなければならない。

2 館長は、前項に規定する申請書等が適当であると認めるときは、図書館利用カード(第 2 号様式)。以下「利用カード」という。)を交付する。

(利用カード)

第 5 条 利用カードが不用となつたときは、速やかに、館長に返納しなければならない。

2 利用カードは、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

3 館外貸出しを受けるときは、利用カードを職員に提出しなければならない。

(利用カードの紛失又は変更の届出)

第 6 条 利用カードの交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する理由が生じたときは、速やかに、図書館利用カード紛失(変更)届(第 3 号様式)により、館長に届け出なければならない。

(1) 利用カードを紛失したとき。

(2) 申請書に記載してある事項に変更があつたとき。

2 利用カードを紛失した者が、再交付を希望するときは、その費用を負担しなければならない。ただし、館長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(貸出を禁止する図書館資料)

第 7 条 貴重な図書、辞書、事典、郷土資料、古文書、新聞その他館長が特に指定する資料は、貸出しをすることができない。ただし、特別の理由により館長が許可したものは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により館外貸出しの許可を受けようとする者は、図書館資料特別館外貸出許可願(第4号様式)を、館長に提出しなければならない。

(貸出しの停止)

第8条 館長は、館外貸出しを受けた者が、図書館資料を貸出期間内に返納しなかつたとき又は第5条第2項の規定に違反したときは、貸出しを停止することができる。

(団体貸出し)

第9条 館長は、社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する社会教育関係団体及び事業所等(以下「団体」という。)に対して、図書館資料の団体貸出しを行うことができる。

2 団体貸出期間は、1か月以内とし、貸出冊数は100冊以内とする。ただし、館長が必要と認めたときは、この限りでない。

3 団体貸出しを受けようとする団体の代表者は、あらかじめ団体貸出登録申請書(第5号様式)を館長に提出するとともに、その身元を確実に証明する証書等を提示しなければならない。

4 館長は、前項に規定する申請書等が適当であると認めるときは、利用カードを交付する。

5 第5条、第6条及び第8条の規定は、団体貸出しについて準用する。

(自動車図書館)

第10条 図書館は、館長が適当と認められた場所を巡回して、自動車図書館による図書館資料の貸出しを行う。

2 自動車図書館を利用しようとする者及び団体は、第4条及び前条による手続きを経なければならない。

3 自動車図書館により借り受けた図書館資料の返納日は、その場所を自動車図書館が次回に巡回する日とする。

(使用許可の申請等)

第11条 条例第7条第1項の規定により、図書館の施設(会議室、視聴覚ホール、多目的ホール、グループ学習室、お話し室、編集室及び録音室をいう。)の使用許可を受けようとする者は、図書館施設使用許可申請書(第6号様式)を富士宮市教育委員会(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の申請書の提出があつたときは、これを審査し、適当と認めるときは、図書館施設使用許可書(第7号様式)を交付する。

(協議会の会長及び副会長)

第12条 条例第12条に規定する富士宮市立図書館協議会(以下「協議会」という。)に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第13条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会の庶務は、富士宮市立中央図書館(以下「中央図書館」という。)で処理する。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(富士宮市立図書館規則の廃止)

2 富士宮市立図書館規則（昭和30年富士宮市教育委員会規則第8号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の規定によりなされたものとみなす。

附 則（昭和60年3月30日教委規則第3号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月22日教委規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、平成元年3月29日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日の前日において富士宮市立図書館に所属していた職員で、施行日に富士宮市立中央図書館に所属することとなる職員については、別に辞令を用いなくて、施行日に富士宮市立中央図書館に勤務を命ぜられたものとみなす。

附 則（平成4年3月31日教委規則第4号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月3日教委規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、平成5年3月28日から施行する。

（経過措置）

2 この規則施行の際、現に改正前の富士宮市立図書館条例施行規則の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則による改正後の富士宮市立図書館条例施行規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成8年3月15日教委規則第5号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月3日教委規則第3号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年2月29日教委規則第4号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日教委規則第5号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月14日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月19日教委規則第2号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月19日教委規則第11号）

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成24年2月10日教委規則第1号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。